

証券コード 1899
平成28年3月14日

株 主 各 位

新潟市中央区一番堀通町3番地10

株式会社 **福田組**

代表取締役社長 太田 豊彦

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟 3階「飛翔の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第89期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fkd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策などが景気を下支えし、前年に引き続き緩やかな景気回復基調となりました。一方で中国経済の減速や原油価格の下落が株式市場の混乱を招くなど、日本経済に対する先行きの不透明感が払拭しきれない状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資について、首都圏でのオリンピック関連事業など明るい材料が見られますが、地方では公共事業費の減少等で建設業を取り巻く環境は楽観できない状況になりつつあります。民間建設投資については、首都圏では企業の設備投資意欲が高まっておりますが、地方では経済見通しの不安定さから設備投資が活性化しない状況が続いております。

このような情勢のもと、当社では大都市圏中心とした民間建設投資の需要に対応する一方、徹底した原価管理と経費圧縮に全役職員一丸となって取組んだ結果、業績は昨年を大きく上回ることができ、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

受注高につきましては、前期比10.1%増の1,100億円余となり、その内訳は、建設事業が前期比11.4%増の1,069億円余、不動産事業が前期比21.0%減の31億円余であります。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事は804億円余（前期比27.8%増）で全体の構成比は75.2%、土木工事は265億円余（前期比19.9%減）で24.8%となりました。また、発注者別では、官公庁工事は247億円余（前期比19.9%減）で23.2%、民間工事は822億円余（前期比26.2%増）で76.8%となりました。

主な受注工事は、次のとおりであります。

イオンタウン(株)	イオンタウンユーカリが丘（B街区+横断橋）新築工事
(株)ヨドバシカメラ	新 Y A C 川崎建設工事
日本郵便(株)	新新潟郵便処理施設新築工事
国土交通省 近畿地方整備局	鍋谷峠道路鍋谷峠トンネル（大阪側）工事

売上高につきましては、建設事業は前期比10.2%増の925億円余、不動産事業は前期比23.0%減の39億円余で、全体として前期比8.3%増の964億円余となりました。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事70.8%、土木工事29.2%であり、また、発注者別では、官公庁工事25.9%、民間工事74.1%であります。

主な完成工事は、次のとおりであります。

白根保健生活協同組合	白根健生病院移転新築工事
(株)共立エステート	ラビスタ富士河口湖計画新築工事
国土交通省 九州地方整備局	平尾トンネル新設工事
新潟県企業局	新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事

これにより、次期への繰越高は前期比18.5%増の873億円余となりました。

次に、利益面につきましては、売上増加および徹底的な採算管理により、売上総利益は、前期比48.7%増の94億円余となりました。営業利益は、人件費の上昇等で一般管理費が増加したものの、前期比78.2%増の54億円余となり、経常利益は、金融コストの削減などにより、前期比52.4%増の58億円余となりました。さらに、法人税等における連結納税に伴う節税効果等もあり、当期純利益は、前期比79.6%増の64億円余となりました。

当事業年度の受注高（契約高）・売上高・繰越高

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	40,406 百万円	80,472 百万円	65,558 百万円	55,320 百万円
	土 木	30,385	26,507	26,997	29,896
	計	70,792	106,980	92,556	85,216
不動産事業		2,895	3,109	3,915	2,089
合 計		73,687	110,090	96,471	87,306

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は5億30百万円余であります。

③ 資金調達の状況

平成26年12月11日に取引金融機関10社と期間1年6ヶ月の協調融資枠（シンジケート方式によるコミットメントライン）を50億円で更新設定しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

持分法適用会社であった北日本建材リース株式会社の株式を平成27年6月26日に追加取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成24年度 (第86期)	平成25年度 (第87期)	平成26年度 (第88期)	平成27年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	72,293	83,987	100,003	110,090
売 上 高 (百万円)	58,173	73,040	89,066	96,471
当 期 純 利 益 (百万円)	1,023	2,507	3,588	6,446
1 株 当 たり 当期純利益(円)	22.92	56.17	80.38	144.42
総 資 産 (百万円)	54,866	63,176	60,858	68,140
純 資 産 (百万円)	14,263	16,911	20,355	26,844
1 株 当 たり 純資産額(円)	319.47	378.80	455.98	601.46

- (注) 1. 第88期は、売上高につきましては、期首手持工事の増加に加え、期中受注工事のさらなる増加により前期を上回りました。利益面につきましては、売上高増加に加え、徹底的な採算管理により、35億円余の当期純利益となりました。
2. 第89期（当事業年度）は、売上高につきましては、期首手持工事および期中受注工事が増加したことに加え、工事施工も順調に進んだことなどから前期を上回りました。利益面につきましては、売上高の増加や徹底的な採算管理により、64億円余の当期純利益となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
福 田 道 路 (株)	2,000 百万円	100 %	舗装および土木建築工事の請負および設計監理 不動産の販売および賃貸
(株) 興 和	93	100	さく井、ボーリング工事の請負 地下調査等の受託
フクダハウジング(株)	24	100	住宅等の建築工事請負ならびに建築物・施設の維持管理、運営代行 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
(株) レ ッ ク ス	80	100	道路等の維持管理業務の受託 舗装・造園緑化工事等の請負ならびに設計監理
福田アセット&サービス(株)	40	100	不動産の売買、賃貸および仲介 土地の造成および販売
(株) サ イ ド ー	30	98.5	道路の維持補修、建設および舗装工事の請負 アスファルト混合材の製造および販売
(株) 新 潟 造 園 土 木	30	100	造園工事業、土木工事業
福田リニューアル(株)	80	100	建築工事の請負、企画、設計、監理 建物増改築の請負、企画、設計、監理
北日本建材リース(株)	30	70	建設工事用仮設材の売買・賃貸・修繕および仮設工事の請負

(注) 1. 議決権比率欄は、間接保有割合を含めて記載しております。

2. 持分法適用会社であった北日本建材リース株式会社の株式を平成27年6月26日に追加取得し、連結子会社といたしました。

③ 企業結合の成果

重要な子会社9社および他9社を含めた連結売上高は1,540億円余（前期比5.4%増）、連結当期純利益は85億円余（前期比52.8%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、受注面においては、当社の本拠地である新潟など地方においては必ずしも良好とは言えない状況があるものの、東日本大震災の復興事業や東京オリンピックなどの国家プロジェクトによる公共投資や政府の成長戦略による企業収益の回復に伴う民間投資の増大などにより全体的には好転しており、今後においても短期的には一定の需要が見込める状況にあります。しかし、中長期的には中国をはじめとした新興国における景気の減速を要因とした日本経済の先行きの不透明感や、人口減少などを背景にした設備投資意欲の低下などから厳しい環境になることが想定されます。また、収益面においては、国家プロジェクトの施工に伴い需要と供給のアンバランスが生じ資材単価や労務単価の上昇など建設コストの高騰が予想され、利益の圧迫要因となるリスクを孕んでおります。その他にもストック型社会が要請する「新設」から「維持更新」へという質的な変化への対応や技能労働者の不足及び高齢化など多くの問題が山積しています。

このような状況下、当社は、当社グループの長い時間軸でのあるべき姿である「長期ビジョン2025」、および当期を初年度とする3ケ年の活動計画である「中期経営計画2018」を策定しました。

「長期ビジョン2025」では上記のように不透明な事業環境の中、10年後の姿として継続的かつ安定的な成長を掲げており、その主な施策を「強い連結経営で地方ゼネコンの枠を超えた全国展開」としております。当社グループの連結経営は、連単倍率（連結売上÷親会社単体売上）が同業他社と比して高いこと、およびその事業内容をほぼ建設とその周辺事業に集中していることから、建設における高い総合力が特徴となっています。この特徴を前提に、グループ各社が個々に収益を増加させる戦略を実施し成長していくこと、さらに、各社の技術やノウハウの融合を強力に進めていくことでグループ全体がより一層成長していくことを目指します。

また「中期経営計画2018」では、①既存事業における「安定的な収益基盤」の構築、②将来に向けた「収益基盤の多様化」への準備、③グループの連携による売上と利益の確保、④人材の確保と成長、⑤信頼されるFUKUDAグループの5項目を基本方針とし、「長期ビジョン2025」に向けた第一歩と位置づけ、強固な経営基盤の構築を進める3ケ年といたします。

本計画の達成に向けグループ一丸となって努めていく所存でございますので、株主様をはじめステークホルダーの皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「（特－26）第3057号」として国土交通大臣許可を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（11）第2341号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

本社 新潟市中央区一番堀通町3番地10

（仮移転先：新潟市中央区花町2069番地）

本店 新潟（新潟市中央区）、東京（東京都千代田区）

支店 東北（仙台市青葉区）、名古屋（名古屋市中区）、
大阪（大阪市北区）、九州（福岡市博多区）、
中越（新潟県長岡市）、北海道（北海道札幌市）

（注）当社は、新潟市中央区一番堀通町3番地10の本社建替に伴い、本社事務所を新潟市中央区花町2069番地に仮移転しております。

(7) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
817名	58名増	45.3歳	19.4年

（注）従業員数には臨時従業員（派遣社員およびパートタイマー等）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高		
	短期	長期	計
(株) 第四銀行	1,510百万円	－百万円	1,510百万円
(株) みずほ銀行	619	－	619
(株) 北越銀行	608	－	608
新潟県信用農業協同組合連合会	439	－	439
(株) 大光銀行	439	－	439

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,632,578株（自己株式307,979株を除く。）
- (3) 株 主 数 4,260名（前期末比724名減）
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(公 財) 福 田 育 英 会	3,343 千株	7.5 %
(株) 第 四 銀 行	2,198	4.9
福 田 直 美	2,158	4.8
福 田 フ ジ	1,633	3.7
小 沢 和 子	1,607	3.6
福 田 石 材 (株)	1,530	3.4
福 田 組 共 栄 会	1,271	2.8
福 田 勝 之	1,164	2.6
福 田 浩 士	1,157	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信 託 口)	968	2.2

（注）持株比率は自己株式（307,979株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 勝 之	執行役員会長
代表取締役社長	太 田 豊 彦	執行役員社長
代 表 取 締 役	高 坂 謙 一	副社長執行役員
取 締 役	石 川 渡	常務執行役員（東京本店長・法人営業担当）
取 締 役	八 畝 耕 一	執行役員（土木部長）
取 締 役	相 馬 良 一	執行役員（建築部長）
取 締 役	内 山 文 雄	執行役員（管理部長・内部統制担当）
常 勤 監 査 役	小 川 俊 作	
監 査 役	砂 田 徹 也	弁護士法人砂田徹也法律事務所 代表社員
監 査 役	福 田 始	福田石材(株) 代表取締役社長 福田石油(株) 代表取締役社長

（注） 1. 監査役 砂田徹也および福田 始の両氏は、社外監査役であります。

2. 当社は、監査役砂田徹也および福田 始の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の会社における地位・ 担当および重要な兼職の状況
荒 明 正 紀	平成27年3月26日	任期満了	取 締 役 執 行 役 員 （管理部長・内部統制担当）
梅 津 康 男	平成27年3月26日	任期満了	取 締 役 執 行 役 員 （東北支店長）

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役	9 名	239 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	24 (13)
合 計	12	264

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第87回定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額も、平成26年3月28日開催の第87回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重要な兼職先と当社との関係
砂 田 徹 也	弁護士法人砂田徹也法律事務所の代表社員であります。同事務所は当社との間に法律顧問契約を締結しております。
福 田 始	福田石材(株)の代表取締役社長および福田石油(株)の代表取締役社長であります。この両社は当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況および発言状況

地 位	氏 名	出席状況および発言状況
監 査 役	砂 田 徹 也	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に、また、監査役会には9回すべてに出席され、弁護士としての専門的見地から、必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監 査 役	福 田 始	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に、また、監査役会には9回すべてに出席され、経営者としての豊富な経験を活かし、必要かつ適切な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 砂田徹也および福田 始の両氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成28年3月29日開催予定の第89回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程することといたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	60

(注) 1. 当社の子会社である福田道路㈱につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務停止処分に関する記載

会計監査人は、金融庁より業務停止処分を受けております。

① 処分の内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規締結に関する業務の停止

② 処分理由

社員の過失による虚偽証明、ならびに監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、法令・定款を遵守し、取引先や投資家ほか当社グループを取り巻くあらゆる関係者に対して誠実に行動をとり、企業としての使命である社会的責任を果たし、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備し、適切に運用していることを確認しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、「コンプライアンス宣言」及び「福田組行動基準」を定め、全役職員が法令等を遵守した職務の執行を行うための行動規範を明確にしています。また、コンプライアンスに反する違法行為等に対しては、「内部通報規程」を定めて、不正行為等の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図っております。

内部統制システム構築を推進する機関として内部統制推進室を設置し、同室の推進のもとに、社会的責任を果たし、法令等を遵守する体制を構築、強化しております。

監査機能としては、監査役及び内部監査部門の監査室が、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するかどうかを監査し、必要に応じて改善提言を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、文書又は他の媒体によるそれらの情報の保存及び管理に関する規定を定め、情報セキュリティが確保されるように努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本方針」及び「リスク管理基本規程」を定め、リスク管理の目的や行動指針を明確にするとともに、リスク管理委員会の推進により、全役職員のリスクに対する意識を高め、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスクを未然に発見し、適切に評価し、それらのリスクを低減、回避する対策を確実に実施いたします。

なお、自然災害その他突発的な重大リスクに対しては、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急時の体制を整備運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部門の数値目標を明確に設定し、それに基づき業績管理を行っております。また、取締役会から、経営委員会に一定事項の決定を委任し、執行役員に業務執行を委任することで、迅速な意思決定が行われております。

取締役会において定める経営機構及び職務分掌に基づいて、適切かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとります。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理部署のもとに、当社及びグループ各社の数値目標を明確に設定し、業績管理を行うとともに、グループ各社の業務運営、財務状況について定期的な把握をし、必要に応じて改善等を指導しております。

グループ各社においても、コンプライアンス体制にかかる基本方針を定め、各社の全役職員がその基本方針に基づいて職務を執行することで、業務が適正に行われる体制をとります。

監査室は、グループ全体の内部統制の有効性を確保するために、必要に応じてグループ会社の監査を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を配置しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の評価は監査役が行い、人事異動については、監査役会の意見を十分に尊重してこれを行っております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社を含むグループ各社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある一定の事実を発見した場合は直ちに、担当取締役及び監査役に報告します。

また、上記に拘わらず担当取締役及び監査役は、取締役及び使用人にその業務執行に関する事項について、いつでも報告を求めることができます。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図っております。

監査室が行う内部監査の実施及びその結果について、監査役は定期的に報告を求めるなどの情報交換を行い、連携を図っております。

監査役の職務の執行にあたり、必要に応じて当社及びグループ会社の役員と面談する機会や、弁護士、公認会計士等の外部専門家と相談及び意見交換を行う環境を整備します。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社代表取締役社長は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成23年12月に「反社会的勢力との関係遮断に関する規定」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に関する必要な事項を定め、もって当社の健全な業務の遂行の確保と発展、投資者の保護に資するとともに、企業の社会的な責任を明確にすることを定めております。「市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然と対応し、不法・不当な要求には一切応じない」という基本姿勢を堅持いたしております。

また、取引業者との工事請負基本約款にも「暴力団等の排除条項」を定め、排除の徹底を図っているほか、平成19年には国土交通省から公共工事につきまして「暴力団等からの介入を受けた場合の通報」制度の義務や「反社会的勢力による被害防止の指針」が示されたことから、全役職員にこれを周知・徹底し、関係官庁と連携して排除の徹底を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上と更なる事業展開を進めるとともに、健全なグループ経営基盤を維持するため、内部留保の充実を図りながら、経営環境やグループ業績の動向を総合的に勘案して、株主への利益還元に努めていくことを基本方針としております。

第89期の株主配当につきましては、株主への還元の重要性と今後の建設業界における経営環境および当期の業績を勘案し、1株につき普通配当12円とさせていただきます。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、平成28年3月30日（水曜日）とさせていただきます。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、平成28年2月26日開催の取締役会にて決議しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	51,394	流 動 負 債	38,584
現 金 預 金	14,822	支 払 手 形	7,929
受 取 手 形	829	工 事 未 払 金	14,980
電 子 記 録 債 権	435	短 期 借 入 金	4,574
完 成 工 事 未 収 入 金	23,899	リ ー ス 債 務	113
不 動 産 事 業 未 収 入 金	19	未 払 金	497
販 売 用 不 動 産	1,465	未 払 法 人 税 等	279
未 成 工 事 支 出 金	1,873	未 成 工 事 受 入 金	7,897
不 動 産 事 業 支 出 金	538	不 動 産 事 業 受 入 金	201
材 料 貯 蔵 品	37	預 り 金	1,745
短 期 貸 付 金	35	修 繕 引 当 金	9
前 払 費 用	71	完 成 工 事 補 償 引 当 金	323
未 収 入 金	2,503	工 事 損 失 引 当 金	28
繰 延 税 金 資 産	1,268	環 境 対 策 引 当 金	2
そ の 他	3,661	そ の 他	1
貸 倒 引 当 金	△66	固 定 負 債	2,711
固 定 資 産	16,745	リ ー ス 債 務	80
有 形 固 定 資 産	7,803	繰 延 税 金 負 債	368
建 物 ・ 構 築 物	2,303	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	551
機 械 ・ 運 搬 具	17	退 職 給 付 引 当 金	1,445
工 具 器 具 ・ 備 品	25	株 式 給 付 引 当 金	77
土 地	5,198	環 境 対 策 引 当 金	46
リ ー ス 資 産	162	そ の 他	140
建 設 仮 勘 定	95	負 債 合 計	41,295
無 形 固 定 資 産	85	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	76	株 主 資 本	25,290
そ の 他	8	資 本 金	5,158
投 資 そ の 他 の 資 産	8,856	資 本 剰 余 金	6,048
投 資 有 価 証 券	3,096	資 本 準 備 金	5,996
関 係 会 社 株 式	4,417	そ の 他 資 本 剰 余 金	52
関 係 会 社 出 資 金	100	利 益 剰 余 金	14,266
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	450	利 益 準 備 金	1,044
長 期 未 収 入 金	588	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,222
前 払 年 金 費 用	373	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	13
そ の 他	441	別 途 積 立 金	5,801
貸 倒 引 当 金	△612	繰 越 利 益 剰 余 金	7,406
資 産 合 計	68,140	自 己 株 式	△183
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,554
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	896
		土 地 再 評 価 差 額 金	658
		純 資 産 合 計	26,844
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,140

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	92,556	
不動産事業売上高	3,915	96,471
売 上 原 価		
完成工事原価	84,584	
不動産事業売上原価	2,398	86,982
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	7,971	
不動産事業総利益	1,517	9,488
販売費及び一般管理費		4,087
営業利益		5,401
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	47	
関係会社受取配当金	398	
貸倒引当金戻入額	139	
その他の	40	624
営 業 外 費 用		
支払利息	89	
その他の	72	162
経 常 利 益		5,863
特 別 利 益		
固定資産売却益	38	
投資有価証券売却益	202	
連結納税個別帰属額調整益	46	
その他の	0	288
特 別 損 失		
固定資産除却損	83	
連結納税個別帰属額調整損	21	
環境対策費	49	
その他の	2	156
税 引 前 当 期 純 利 益		5,996
法人税、住民税及び事業税	△112	
法人税等調整額	△337	△450
当 期 純 利 益		6,446

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成27年1月1日残高	5,158	5,996	－	5,996	1,044	13	2,801	4,272	8,131	△123	19,162
会計方針の変更による累積的影響額								0	0		0
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,158	5,996	－	5,996	1,044	13	2,801	4,272	8,131	△123	19,163
当 期 変 動 額											
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加						0		△0	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
別途積立金の積立							3,000	△3,000	－		－
剰 余 金 の 配 当								△312	△312		△312
当 期 純 利 益								6,446	6,446		6,446
自 己 株 式 の 取 得										△89	△89
自 己 株 式 の 処 分			52	52						29	82
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	52	52	－	0	3,000	3,134	6,134	△60	6,126
平成27年12月31日残高	5,158	5,996	52	6,048	1,044	13	5,801	7,406	14,266	△183	25,290

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年1月1日残高	590	601	1,192	20,355
会計方針の変更による累積的影響額				0
会計方針の変更を反映した当期首残高	590	601	1,192	20,355
当 期 変 動 額				
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰 余 金 の 配 当				△312
当 期 純 利 益				6,446
自己株式の取得				△89
自己株式の処分				82
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	305	57	362	362
当 期 変 動 額 合 計	305	57	362	6,488
平成27年12月31日残高	896	658	1,554	26,844

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・販売用不動産、未成工事支出金および不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度の末日において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を適用しております。
- 数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 株式給付引当金
- 従業員への当社株式の給付に備えて、給付見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑥ 環境対策引当金
- 環境対策を目的とした支出に備えるため、当該支出見込額を計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
- 完成工事高および完成工事原価の計上基準
- 完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- 金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
- ハ. ヘッジ方針
- 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法
- 特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③ 消費税等に相当する額の会計処理の方法
- 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- ④ 連結納税制度の適用
- 当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が54百万円減少、退職給付引当金が36百万円減少し、繰越利益剰余金が0百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」と「連結納税個別帰属額調整益」及び特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は1百万円、「連結納税個別帰属額調整益」は6百万円、「固定資産除却損」は33百万円であります。

4. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託制度(J-ESOP)に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	350百万円
構築物	0百万円
機械装置	0百万円
土地	984百万円
計	1,335百万円

上記の物件は、短期借入金1,580百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,177百万円

(3) 偶発債務

① 金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

合同会社AKSアセット	702百万円
新潟万代島ビルディング(株)	122百万円
ホテル朱鷺メッセ(株)	122百万円

② 分譲マンションに係る手付金に対し保証を行っております。

(株)ランディックアソシエイツ	47百万円
(株)プレサンスコーポレーション	4百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	554百万円
② 短期金銭債務	1,408百万円
③ 長期金銭債権	469百万円
④ 長期金銭債務	33百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年12月31日

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における

1,257百万円

時価と再評価後の帳簿価額との差額

6. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	85,097百万円
(2) 関係会社との取引高	
① 売上高のうち関係会社に対する部分	282百万円
② 売上原価、販売費及び一般管理費のうち 関係会社からの仕入高	4,211百万円
③ 関係会社との営業取引以外の取引高	499百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	300千株	77千株	70千株	307千株

(注) 1. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、当社は資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)へ自己株式70千株を売却しております。当該影響は、普通株式の自己株式数の増加70千株、普通株式の自己株式数の減少70千株として、上記株式数に含まれております。

(注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加77千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株及び株式給付信託(J-ESOP)の取得による増加70千株であります。

(注) 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少70千株は、第三者割当による自己株式の処分(資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)を割当先とする第三者割当)による減少70千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産

繰越欠損金および販売用不動産評価損が主な発生の原因であります。

繰延税金資産から控除された金額 4,112百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金が主な発生の原因であります。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の35.4%から32.8%に、平成29年1月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%にそれぞれ変更となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が64百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が97百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が57百万円減少し、土地再評価差額金が57百万円増加しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	合同会社 AKS アセット	5	不動産 賃貸業	直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	702	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

601円46銭

(2) 1株当たり当期純利益

144円42銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 70,000株 期中平均の当該自己株式の数 5,384株

11. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

株式会社 福田組

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江島	智	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚田	一誠	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大島	伸一	⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福田組の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	78,957	流 動 負 債	56,400
現 金 預 金	24,181	支払手形・工事未払金等	33,040
受取手形・完成工事未収入金等	40,439	短 期 借 入 金	8,372
有 価 証 券	20	リ ー ス 債 務	165
販 売 用 不 動 産	2,012	未 払 法 人 税 等	525
未成工事支出金等	3,255	未成工事受入金等	9,324
不動産事業支出金	573	完成工事補償引当金	340
短 期 貸 付 金	54	工 事 損 失 引 当 金	30
繰 延 税 金 資 産	1,508	そ の 他 の 引 当 金	11
そ の 他	6,996	そ の 他	4,590
貸 倒 引 当 金	△84	固 定 負 債	7,260
固 定 資 産	31,693	長 期 借 入 金	374
有 形 固 定 資 産	22,677	リ ー ス 債 務	168
建 物 ・ 構 築 物	6,944	繰 延 税 金 負 債	569
機 械 ・ 運 搬 具	1,069	再評価に係る繰延税金負債	1,023
工 具 器 具 ・ 備 品	176	退職給付に係る負債	2,746
土 地	14,084	役員退職慰労引当金	110
リ ー ス 資 産	284	株 式 給 付 引 当 金	77
建 設 仮 勘 定	117	環 境 対 策 引 当 金	46
無 形 固 定 資 産	1,660	資 産 除 去 債 務	237
の れ ん	889	そ の 他	1,906
リ ー ス 資 産	12	負 債 合 計	63,661
そ の 他	758	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	7,354	株 主 資 本	45,551
投 資 有 価 証 券	4,081	資 本 金	5,158
関 係 会 社 株 式	1,003	資 本 剰 余 金	6,048
長 期 貸 付 金	549	利 益 剰 余 金	34,527
退職給付に係る資産	750	自 己 株 式	△183
繰 延 税 金 資 産	157	その他の包括利益累計額	927
そ の 他	1,436	その他有価証券評価差額金	1,227
貸 倒 引 当 金	△626	土 地 再 評 価 差 額 金	△46
資 産 合 計	110,651	退職給付に係る調整累計額	△253
		少 数 株 主 持 分	511
		純 資 産 合 計	46,990
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	110,651

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	139,245	
完成工事高	5,435	
不動産事業売上高	9,386	154,067
売上原価	124,472	
完成工事原価	3,593	
不動産事業売上原価	8,733	136,799
売上総利益	14,772	
完成工事総利益	1,841	
不動産事業総利益	653	17,268
販売費及び一般管理費		9,101
営業利益		8,166
営業外収益		
受取利息配当金	107	
持分法による投資利益	32	
貸倒引当金戻入額	139	
その他の	161	441
営業外費用		
支払利息	149	
その他の	95	244
経常利益		8,363
特別利益		
固定資産売却益	49	
投資有価証券売却益	246	
ののれん発生益	44	
段階取得に係る差益	470	
その他の	1	813
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	64	
その他の	57	124
税金等調整前当期純利益		9,053
法人税、住民税及び事業税	792	
法人税等調整額	△353	438
少数株主損益調整前当期純利益		8,614
少数株主利益		40
当期純利益		8,573

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	5,158	5,996	26,281	△123	37,313
会計方針の変更による累積的影響額			△15		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,158	5,996	26,266	△123	37,297
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△312		△312
当期純利益			8,573		8,573
自己株式の取得				△89	△89
自己株式の処分		52		29	82
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	52	8,261	△60	8,253
平成27年12月31日残高	5,158	6,048	34,527	△183	45,551

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付 に係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年1月1日残高	818	△144	△288	385	307	38,006
会計方針の変更による累積的影響額						△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	818	△144	△288	385	307	37,990
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△312
当期純利益						8,573
自己株式の取得						△89
自己株式の処分						82
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	408	98	34	541	204	745
当連結会計年度中の変動額合計	408	98	34	541	204	8,999
平成27年12月31日残高	1,227	△46	△253	927	511	46,990

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 18社
- ・ 主要な連結子会社の名称 福田道路(株)
(株)興和
フクダハウジング(株)
(株)レックス
福田アセット&サービス(株)
(株)サイドー
(株)新潟造園土木
福田リニューアル(株)
北日本建材リース(株)

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 ジオテクサービス(株)
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産および損益の状態に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法の適用の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社および関連会社の数

1社

- ・ 主要な会社等の名称 (株)高建

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 ジオテクサービス(株)
新潟舗材(株)
朝日舗道(株)
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結の範囲および持分法適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

北日本建材リース株式会社は、株式の追加取得により連結子会社となったため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

② 持分法適用の範囲の変更

北日本建材リース株式会社は、株式の追加取得により連結子会社となったため、当第2四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・ 販売用不動産、未成工事支出金および不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（一部の連結子会社は定額法）によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～50年

機械装置 2年～17年

また、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

- ニ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金制度を有している会社については、役員（委任型執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ホ. 株式給付引当金 従業員への当社株式の給付に備えて、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ヘ. 環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当該支出見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準を適用しております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により発生連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ・ヘッジ会計の方法 | 金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。 |
| ・ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息 |
| ・ヘッジ方針 | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 |
| ・ヘッジの有効性評価の方法 | 特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。 |

二、消費税等に相当する額の会計処理

消費税および地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。

ホ. のれんの償却に関する事項

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

へ. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が96百万円減少、退職給付に係る負債が52百万円減少し、利益剰余金が15百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、平成27年11月27日開催の当社取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度82百万円、70千株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	1,003百万円
機械・運搬具	0百万円
土地	4,700百万円
受取手形	483百万円
計	6,187百万円

上記の物件は、短期借入金4,889百万円、長期借入金293百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

23,911百万円

(3) 偶発債務

① 金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

合同会社A K S アセット	702百万円
新潟万代島ビルディング(株)	122百万円
ホテル朱鷺メッセ(株)	122百万円
(株)ジオック技研	90百万円

② 分譲マンションに係る手付金に対し保証を行っております。

(株)ランディックアソシエイツ	47百万円
(株)プレサンスコーポレーション	4百万円

③ その他

受取手形裏書譲渡高	60百万円
手形流動化に伴う手形買戻し額	171百万円

- (4) 「土地の再評価に関する法律」および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年12月31日

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,219百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	44,940千株	－千株	－千株	44,940千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年2月27日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 312百万円
- ・1株当たり配当額 7円
- ・基準日 平成26年12月31日
- ・効力発生日 平成27年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年2月26日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定です。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 535百万円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 平成27年12月31日
- ・効力発生日 平成28年3月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、顧客について厳格な審査の実施や情報の収集等の与信管理を行いリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金預金	24,181	24,181	—
②受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*)	40,439 △84		
	40,354	40,354	—
③投資有価証券	2,852	2,852	—
資産計	67,388	67,388	—
①支払手形・工事未払金等	33,040	33,040	—
②短期借入金	8,372	8,372	—
③長期借入金	374	372	△1
④デリバティブ取引	—	—	—
負債計	41,786	41,784	△1

(*) 受取手形・完成工事未収入金等に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、私募債は内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算出しております。

負 債

① 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

④ デリバティブ取引

デリバティブ内包型の長期借入金250百万円を行っております。当該組込デリバティブは、金利の変動を固定化するものであり、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,228百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「資産③投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、新潟県その他の地域において、賃貸不動産および遊休不動産を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
8,826	99	8,925	8,799

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（1,080百万円）および賃貸不動産に振り替えたもの（170百万円）、主な減少額は事業用資産等への用途変更（487百万円）、不動産売却（341百万円）、ならびに建物の減価償却（323百万円）によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額です。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,041円36銭

(2) 1株当たり当期純利益

192円07銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 70,000株 期中平均の当該自己株式の数 5,384株

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

株式会社 福田組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江島	智	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚田	一誠	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大島	伸一	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福田組の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福田組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月26日

株式会社 福田組 監査役会

常勤監査役 小川 俊作 ⑩

社外監査役 砂田 徹也 ⑩

社外監査役 福田 始 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①代表取締役および役付取締役の変更

当社定款第21条(代表取締役および役付取締役)につきまして、経営体制の一層の強化と充実を図るため、新たに役付取締役として取締役副社長を定めることができる旨を追加するものであります。

②責任限定契約の範囲変更

平成27年5月1日に施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、当社現行定款第26条(取締役の責任免除)および第34条(監査役の責任免除)の規定の変更を行うものであります。なお、現行定款第26条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し、その業務を執行する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長1名、取締役副会長1名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し、その業務を執行する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長1名、<u>取締役副会長1名、取締役副社長1名</u>を選定することができる。
(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度において免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
②当会社は、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (監査役の責任免除) 第34条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度において免除することができる。 ②当会社は、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	②当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (監査役の責任免除) 第34条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度において免除することができる。 ②当会社は、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制を一層強化するため、取締役（社外取締役）を2名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふく だ かつ ゆき 福田 勝 之 (昭和30年8月25日生)	昭和54年4月 (株)日本興業銀行入行 平成2年3月 福田道路(株)入社 平成9年3月 同社代表取締役社長 平成15年3月 当社入社、代表取締役社長 平成15年5月 福田道路(株)代表取締役会長 平成17年3月 当社執行役員社長 平成21年3月 当社代表取締役会長、執行役員会長（現任）	1,164,375株
	【取締役候補者とした理由】 福田勝之氏は、昭和54年に日本興業銀行に入行し、平成2年に福田道路(株)に入社、その後同社での代表取締役社長を経て、平成15年に当社代表取締役社長就任、平成21年には代表取締役会長に就任いたしました。同氏は金融機関において培った経験と、企業経営者としての豊富な経験・知識を有しておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	おお た とよ ひこ 太 田 豊 彦 (昭和27年2月20日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年1月 当社東京本店建設部長 平成14年1月 当社新潟本店建築部長 平成17年1月 当社東京本店建築購買部長 平成18年1月 当社西日本建築事業部長 平成19年1月 当社執行役員、大阪支店長 平成22年3月 当社常務執行役員 平成23年1月 当社統括事業本部副本部長、新潟本店長 平成24年3月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現任）	16,000株
	【取締役候補者とした理由】 太田豊彦氏は、当社において長年にわたり建築業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、新潟本店長等の要職を歴任され、平成24年の代表取締役社長就任以降、当社経営を担っておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	たか さか けん いち 高 坂 謙 一 (昭和26年6月13日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 当社名古屋支店建設部長 平成14年1月 当社新潟本店コスト企画部 ランニング部長 平成18年1月 当社新潟本店建築事業部長 平成20年1月 当社執行役員、新潟本店副本 店長 平成22年3月 当社常務執行役員 平成23年1月 当社統括事業本部副本部長、 東京本店長 平成24年3月 当社代表取締役、専務執行役員 平成25年1月 当社代表取締役、副社長執行役 員（現任）	5,000株
【取締役候補者とした理由】 高坂謙一氏は、当社において長年にわたり建築業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東京本店長等の要職を歴任され、平成24年に代表取締役専務執行役員、平成25年には代表取締役副社長執行役員に就任され、当社経営を担っておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
4	いし かわ わたる 石 川 渡 (昭和30年7月4日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年9月 当社西日本建築事業部建築工 事部長 平成23年1月 当社執行役員統括事業本部建 築部長 平成24年3月 当社取締役、執行役員建築部長 平成26年3月 当社取締役、常務執行役員建築 部長 平成27年1月 当社取締役、常務執行役員東京 本店長（現任）	4,000株
【取締役候補者とした理由】 石川渡氏は、当社において長年にわたり建築業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、統括事業本部建築部長等の要職を歴任され、平成24年に取締役就任、平成26年には取締役常務執行役員に就任され、当社経営を担っておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	そう ま りょう いち 相 馬 良 一 (昭和30年10月19日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成16年 1 月 当社東京本店建築部工事部長 平成18年 8 月 当社新潟本店建築事業部建築工事部長 平成24年 1 月 当社東京本店建築部長 平成26年 1 月 当社執行役員東京本店建築部長 平成27年 1 月 当社執行役員建築部長 平成27年 3 月 当社取締役、執行役員建築部長 (現任)	6,000株
	【取締役候補者とした理由】 相馬良一氏は、当社において長年にわたり建築業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東京本店建築部長等の要職を歴任され、平成27年から取締役執行役員として当社経営を担っておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
6	うち やま ふみ お 内 山 文 雄 (昭和26年11月5日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成 9 年 1 月 当社大阪支店管理部長 平成14年 8 月 当社コスト企画本部副本部長 平成20年 9 月 当社建築事業本部副本部長 平成21年10月 当社執行役員開発事業部長 平成23年 1 月 当社上席執行役員開発事業部長 平成27年 3 月 当社取締役、執行役員管理部長 (現任)	14,000株
	【取締役候補者とした理由】 内山文雄氏は、当社において長年にわたり管理業務、コスト企画業務、開発業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、開発事業部長等の要職を歴任され、平成27年から取締役執行役員として当社経営を担っておられます。 当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
7	<新任> ます こ まさ ひろ 増 子 正 弘 (昭和28年5月1日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成21年 3 月 当社新潟土木事業部長 平成24年 4 月 当社土木部技術企画部長 平成26年 1 月 当社執行役員新潟本店土木部長 平成28年 1 月 当社執行役員土木部副部長 (現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 増子正弘氏は、当社において長年にわたり土木業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、新潟本店土木部長等の要職を歴任された経験から、取締役として求められる能力を培われております。 当社はこれらが、重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	<新任> <社外> ふく だ はじめ 福 田 始 (昭和23年5月2日生)	昭和46年4月 福田石材(株)入社、取締役 昭和48年4月 福田石油(株)入社、監査役 昭和54年4月 福田石材(株)代表取締役 昭和61年1月 同社代表取締役社長 (現任) 平成2年12月 福田石油(株)代表取締役社長 (現任) 平成19年3月 当社社外監査役(現任)	44,017株
	【社外取締役候補者とした理由】 福田始氏は、企業経営者そして当社の社外監査役としての経験から、豊富な知識、経験、能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。		
9	<新任> <社外> や ざわ けん いち 矢 澤 健 一 (昭和23年10月2日生)	昭和42年4月 (株)第四銀行入行 平成23年6月 同社取締役副頭取 平成24年6月 第四JCBカード(株)および第四DCカード(株)代表取締役社長 平成25年6月 亀田製菓(株)監査役(現任) 平成26年4月 新潟県立歴史博物館館長 (現任) 平成26年6月 木山産業(株)監査役(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 矢澤健一氏は、金融機関での経営者としての経験から、豊富な知識、経験、能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田始氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
3. 福田始氏および矢澤健一氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と福田始氏、矢澤健一氏の間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を、取締役就任時に締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、小川俊作氏および砂田徹也氏は任期満了となります。また、監査役福田始氏は辞任されますので、福田始氏の補欠としての監査役候補者宮島道明氏の選任をお願いするものであります。補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。新たに監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<新任> や くわ こう いち 八 鍬 耕 一 (昭和32年12月22日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年4月 当社土木事業本部工務部技術提案第一グループ長 平成20年9月 当社執行役員土木事業本部工務部長 平成23年1月 当社上席執行役員統括事業本部土木部長 平成24年3月 当社取締役、執行役員土木部長(現任)	3,000株
	【監査役候補者とした理由】 八鍬耕一氏は、当社において取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般に関する豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から意見を述べ、監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、監査役として選任をお願いするものであります。		
2	<社外> すな だ てつ や 砂 田 徹 也 (昭和29年10月29日生)	昭和54年4月 弁護士登録 昭和58年4月 砂田徹也法律事務所開設 平成8年5月 トヨタカローラ新潟(株)監査役(現任) 平成13年3月 当社社外監査役(現任) 平成14年6月 (株)新潟総合テレビ監査役(現任) 平成16年12月 弁護士法人砂田徹也法律事務所代表社員(現任)	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 砂田徹也氏は、弁護士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、現在、当社社外監査役として、客観的および中立的な立場から意見を述べ、その職責を果たしていただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断いたしました。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<新任> <社外> みやじま みちあき 宮島 道明 (昭和25年2月25日生)	昭和55年12月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人) 入所 昭和58年8月 公認会計士登録 平成3年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 社員就任 平成11年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 代表社員就任 平成22年9月 宮島道明公認会計士事務所開設(現任) 平成23年1月 新潟県物品等入札監視委員会委員(現任) 平成23年6月 日本精機(株)監査役(現任) 平成27年6月 ダイニチ工業(株)取締役(監査等委員)(現任)	2,000株
【社外監査役候補者とした理由】 宮島道明氏は、公認会計士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、客観的および中立的な立場から意見を述べ、職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断いたしました。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 砂田徹也氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
3. 砂田徹也氏および宮島道明氏は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と砂田徹也氏の間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を、監査役就任時に締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 当社と八鍬耕一氏、宮島道明氏の間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を、監査役就任時に締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高木馨氏は監査役の補欠監査役候補者、敦井一友氏は社外監査役2名の補欠監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか き かおる 高 木 馨 (昭和28年4月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年1月 当社九州支店管理課長 平成9年1月 当社新潟本店管理部管理課長 平成10年4月 (株)アドヴァンスへ出向 平成17年3月 同社取締役管理部長 平成25年7月 同社退社 平成25年8月 当社総務人事部人事部担当部長(現任)	4,000株
	【補欠監査役候補者とした理由】 高木馨氏は、当社において管理部門、総務人事部門を歴任し多くの経験を積まれたほか、他社での取締役経験から経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		
2	<新任> <社外> つる い かず とも 敦 井 一 友 (昭和46年10月27日生)	平成7年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成16年6月 敦井産業(株)常務取締役 平成18年6月 北陸瓦斯(株)取締役 平成23年6月 敦井産業(株)代表取締役社長(現任) 平成24年6月 北陸瓦斯(株)代表取締役副社長(現任) 平成27年6月 セコム上信越(株)取締役(現任)	0株
	【補欠社外監査役候補者とした理由】 敦井一友氏は、官僚そして企業経営者としての経験から、豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から社外監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。		

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 敦井一友氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 高木馨氏と敦井一友氏が監査役に就任した場合には、当社と両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を、監査役就任時に締結する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年3月28日開催の第87回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、取締役の増員、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額450百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名ありますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社といたしましては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等については、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」が承認可決された場合における取締役の報酬等の額（年額450百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社取締役（社外取締役を除きます。以下、第6号議案において同じです。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は7名であります。

2. 本制度における報酬等の額の算定方法・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役および監査役を除く）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

本制度の詳細につきましては、54頁記載の【ご参考】当社平成28年2月26日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照願います。

（2）本制度の対象者

当社取締役（社外取締役および監査役は、本制度の対象外といたします。）および執行役員

(3) 当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（５）および（６）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（４）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定いたします。本制度に基づき取締役等に付与するポイントの上限数は、下記（５）のとおり、1事業年度当たり合計25,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、75,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成28年2月25日の終値933円を適用した場合、上記の必要資金は、約70百万円となります。なお、本信託の設定後は、当初対象期間において、追加の資金拠出はいたしません。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、本信託設定時と同様の方法で、下記（５）および（６）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することといたします。なお、当社取締役会が追加拠出を決定した場合は、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定（平成28年12月予定）後遅滞なく、75,000株を上限として取得するものといたします。

(5) 取締役等に交付される当社株式数の算定方法と取締役等に交付される当社株式数の上限

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき各取締役等の役位に応じて定める基準ポイントをもとに、業績目標達成度に応じて計算

される数のポイントを各取締役等に付与します。当社取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25,000ポイント（当社普通株式25,000株相当、うち当社取締役分は15,000ポイント）を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の株式交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

交付する株式の数の算定に当たり基準となるポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数（1以下といたします。）を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

（6）株式交付および報酬等の額の算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（5）記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎に、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額といたします。

以 上

【ご参考】 当社平成28年2月26日付開示

1. 導入の背景および目的

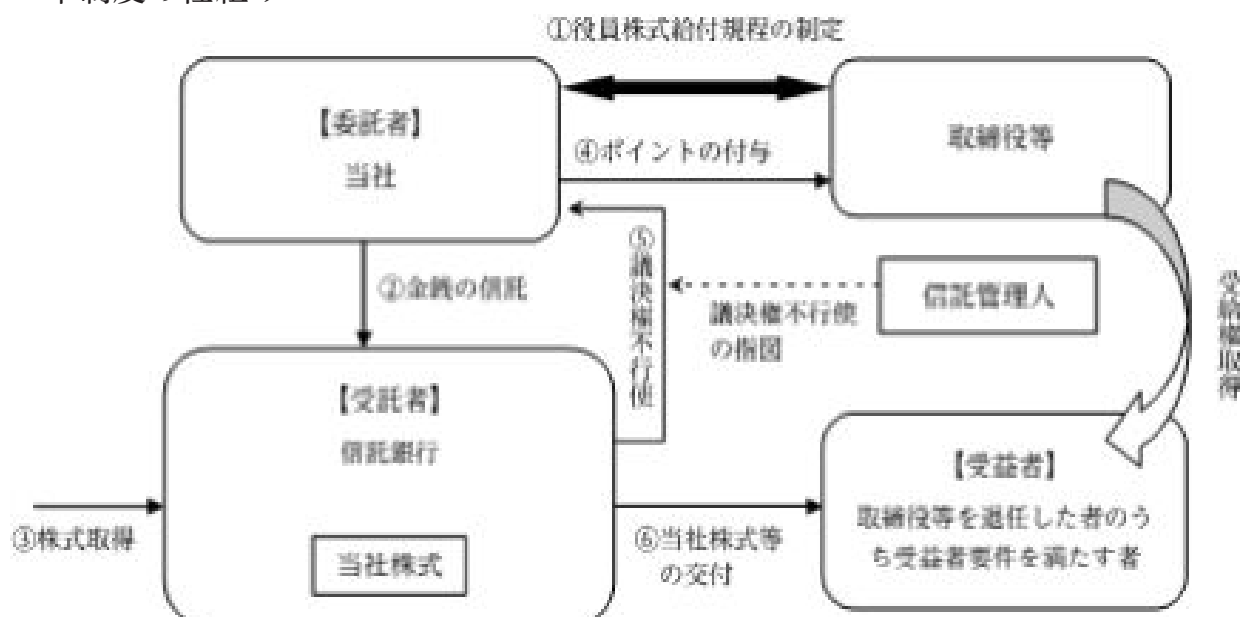
当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社取締役（社外取締役および監査役を除く）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

当社取締役（社外取締役および監査役は、本制度の対象外といたします。）および執行役員

（３）信託期間

平成28年12月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

（４）当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度導入の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（６）および（７）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は上記（３）の信託期間の開始時に、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度まで

の3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき当社取締役等に付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり合計25,000ポイントであるため、本信託設定時には、直近の東京証券取引所における当社普通株式の終値を考慮して、75,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成28年2月25日の終値を適用した場合、上記の必要資金は約70百万円となります。なお、本信託の設定後は、当初対象期間内において、追加の資金拠出はいたしません。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、下記（6）および（7）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認められる資金を本信託に追加拠出することとします。なお、当社取締役会が追加拠出を決定した場合は、適時適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、75,000株を上限として取得するものとします。

（6）取締役等に交付される当社株式の算定方法と取締役等に交付される当社株式数の上限

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき各取締役等の役位に応じて定める基準ポイントをもとに、業績目標達成度に応じて計算される数のポイントを各取締役等に付与します。

当社取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、25,000ポイント（当社普通株式25,000株相当、うち当社取締役分は15,000ポイント）を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の株式交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(7) 取締役等に対する交付時期

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1以下といたします。）を乗じて算出された数に相当する当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託
- ②委託者：当社
- ③受託者：信託銀行
- ④受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：平成28年12月（予定）
- ⑧金銭を信託する日：平成28年12月（予定）
- ⑨信託の期間：平成28年12月（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上

メ モ

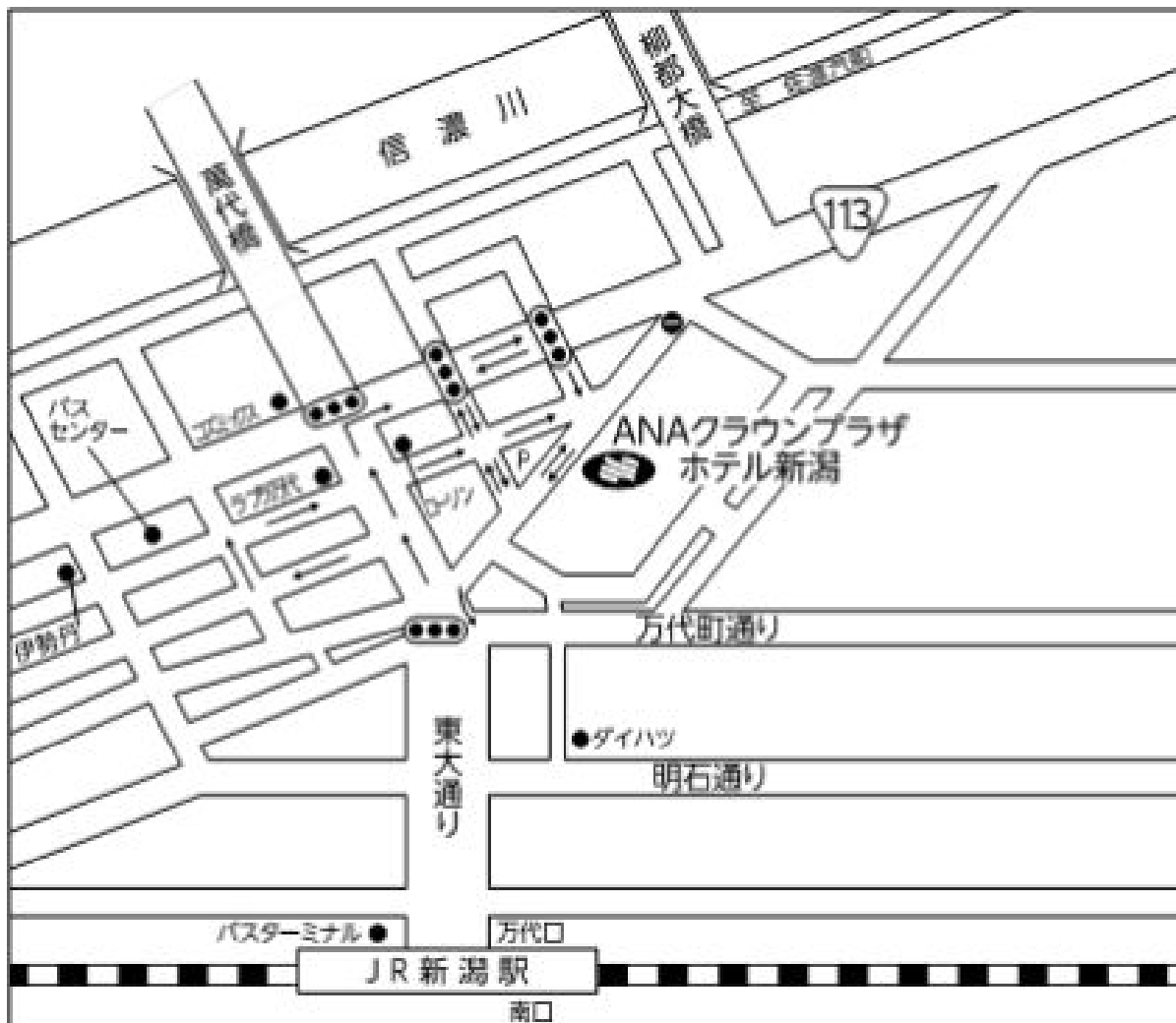
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
TEL. 025-245-3334

交 通 J R 「新潟駅」 万代口より徒歩10分

会場付近略図



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。